

〔事案 26-162〕 契約無効請求

・平成 27 年 9 月 8 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

米ドル建年金保険を契約したが、適合性の原則に反していること、また、商品内容等の説明不十分があったことを理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 4 月、証券会社を募集代理店として米ドル建年金保険を契約したが、以下の理由により、本件契約を取り消し、契約者に対して既払込保険料の返還を行うこと、また元金着金までの期間分の 6%の遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 本件契約は、99 才まで生存しないと元金が戻らないことから適合性原則に反する。
- (2) 募集時、商品説明がほとんどなされず説明不十分であった。
- (3) 募集人は、高齢者の契約者が商品内容を理解していないことを承知の上で強引に申込みを促し、悪意を持って契約させた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件募集は、商品選択上の点および契約者の理解度の点からも適合性の原則において特段の問題はない。
- (2) 募集人（証券会社職員）は、重要事項等について、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」、「年金試算設計書」を使用して適正な説明を行い、それらの募集文書をその場で契約者に手交していた。
- (3) 契約申込時には、上席者が契約内容について再度説明を行い、契約者の理解度の確認を行っており、また、「意向確認書兼適合性確認書」の取付けに際しては、募集人は確認事項を一つずつ指差しながら読み上げていることから、不適正な申込手続は認められない。
- (4) 契約者は「申込書」、「年金振込口座届」、「意向確認書兼適合性確認書」にそれぞれ署名・押印、自書されており、それらの書類には保険会社の社名と商品名が明記されていることから、容易に年金保険への申込手続であることを認識できたはずである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容や契約者の理解度の確認方法などに不適切な点があったかどうかなど契約申込時の状況を把握するため、申立人、申立人の代理人、募集人 2 名に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人の代理人が提出した申立書には、契約時、申立人が認知症であったとの主張があり、提出された診断書には、傷病名として「認知症」との記載が存在する。
- (2) 当審査会は、本件は、上記診断書の内容からすると、契約時に申立人には正常な判断能力（意思能力）が欠けていたことを前提とする和解により解決することが相当であると考え、本件の和解を成立させるためには、申立人に法定代理人である成年後見人が就任す

ることが不可欠となる。

- (3) しかしながら、当審査会が、申立人の代理人に対して成年後見人選任を要請したところ、同意せず、成年後見人の選任を拒否する旨回答があったため、裁定（和解案受諾勧告）を出すことはできない。